

ぱあとなあ福井名簿登録規程

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人福井県社会福祉士会（以下、「本会という」）成年後見サポートセンターぱあとなあ福井（以下、「ぱあとなあ福井」という。）運営規程に基づき、所属する会員の適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、運営規程第8条第2号の事業の実施について必要な事項を定める。

(名簿登録)

第2条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下「ぱあとなあ名簿」という。）に登録するものとする。

- (1) 本会会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修）の修了者
- (2) 本会会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者
- (3) 本会会員で、成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了者
- (4) 本会会員で、成年後見人材育成研修及び名簿登録研修の修了者

2 前項に規定する名簿登録に必要な研修として、「成年後見人基本研修」等を実施することができる。

(名簿登録事項)

第3条 本会は、ぱあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

- (1) 申請者の氏名、生年月日、住所
- (2) 申請者の会員番号、成年後見人等候補者養成研修受講者番号

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。この場合は、名簿登録申請者にあらかじめ告知し、同意を得るものとする。

(抹消)

第4条 本会は、後見等受任中であるときを除き、ぱあとなあ名簿に登録した者（以下「名簿登録者」という。）から抹消の申請があった場合は登録を抹消するものとする。

2 抹消申請者が、次条第1項第3号又は第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づき登録名簿から削除することができる。

(削除)

第5条 本会は、名簿登録者のうち次の各号に該当する者は、ぱあとなあ名簿から削除するものとする。

- (1) 本会の会員資格を喪失したとき。
- (2) 都道府県社会福祉士会会費、ぱあとなあ福井運営規程に定めるぱあとなあ会費及び第12条に定めるぱあとなあ名簿登録料等の未納があり、納入督促に応じないとき。
- (3) 第7条第3項及び第10条第2項に定める項目を満たさず、運営委員会からの催促や改善指導に従わないとき。
- (4) 本会の懲戒基準規則により戒告以上の懲戒処分を受けたとき。
- (5) 民法846条の解任及び民法847条の欠格事由に相当するとき。

2 本会は、前項の規定によりぱあとなあ名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

(再登録)

第6条 本会は、第4条に基づき登録を抹消した者及び第7条第3項により名簿登録の更新しなかった者から再登録の申請があったときは、審査を経て、ぱあとなあ名簿に再登録することができる。

(ぱあとなあ名簿の登録期間及び名簿登録更新)

第7条 ぱあとなあ名簿登録有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

2 ぱあとなあ名簿登録者の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。

3 名簿登録者は、名簿登録の更新にあたっては次の項目すべて満たさなければならない。

(1) 遅滞なく活動報告をぱあとなあ福井に提出していること。

(2) 年1回以上、ぱあとなあ福井が開催する月例会にて受任ケースの報告をしていること。ただし特別な事情によりこれが困難な場合は、運営委員1名以上が個別に報告を受けていること。

(3) ぱあとなあ福井が定める次の研修・学習会等に参加し、年間6ポイント以上を獲得すること。ただし、当該年度の10月以降に登録した者は3ポイント以上を獲得することで事足りるものとする。

研修の種類	ポイント数
ぱあとなあ福井指定の、ぱあとなあ福井主催の研修・学習会	3
ぱあとなあ福井主催の関係機関との懇談会・合同学習会	3
報告時以外の月例会	1
ぱあとなあ福井が認めた、ぱあとなあ福井以外主催の研修会(レポート提出を必要とする)	2

(名簿登録更新の救済措置)

第8条 名簿登録者は、前条第3項第3号において、特段の事情により当該年度中に名簿登録更新に必要なポイントの取得が困難な場合、ぱあとなあ福井が認めた、ぱあとなあ福井以外主催の研修会への受講及びレポートの提出をもって置き換えることができる。

2 前項における取得ポイントは2ポイントとする。

3 本条第1項におけるレポートには、以下の項目を盛り込むこととする。

(1) 研修名、研修の主催団体名、研修の開催日時及び研修会場

(2) 研修内容の概要(文字数は問わない)

(3) 今後の自身の後見活動にどのような面で役立つのか(最低400字とする)

(審査)

第9条 本会は、名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当該年度の登録を認めるか否かを審査する。

2 審査は、原則として4月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に定める。

3 審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 都道府県社会福祉士会会費、ぱあとなあ福井運営規程に定めるぱあとなあ会費及び第12条に定めるぱあとなあ名簿登録料等の納入状況

(2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務)(以下、「ぱあとなあ保険」という。)の保険料の納入状況

- (3) 苦情申立てまたは裁判などの有無及びその状況
 - (4) 過去の名簿登録の削除の有無及びその事情
 - (5) ぱあとなあ福井が開催する月例会への出席状況
 - (6) ぱあとなあ福井が開催する研修、学習会（他団体が開催する成年後見制度に関する研修、学習会等を含む）等（月例会を除く）への出席状況
 - (7) 本会の懲戒基準規則による懲戒処分の有無及びその内容
 - (8) その他、専門職後見人としての資質に欠ける行為がある場合
- 4 審査にあたっては、前項の審査項目を総合的に評価し、名簿登録の可否を決定するものとする。
- 5 審査により名簿登録及び更新を認められないとされた者については、家庭裁判所にその事実を報告することができる。
- 6 登録を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

(活動状況の把握・活動報告)

第10条 本会は、名簿登録者の活動状況を把握するため、名簿登録者に対して、次の各号の報告をさせるものとする。

- (1) 年1回の活動報告書を、各年度の2月1日から同月末日までの間に提出させること（定期報告）。
- (2) 新たに成年後見人等を受任したとき及び任意後見契約を締結したとき。ただし、家庭裁判所への初回報告後1カ月以内に提出するものとする（初回報告）。
- (3) 後見活動を終了したとき。ただし、~~引き継ぎ事務が完了していない場合は、引き継ぎ事務が完了したとき。ただし、家庭裁判所への引継ぎ完了報告後1カ月以内に提出するものとする~~辞任の場合を除く。（終了報告）。
- (4) 成年後見人等を辞任したとき（辞任報告）
- (5) 引き継ぎ事務が完了したとき。ただし、家庭裁判所への引継ぎ完了報告後1カ月以内に提出するものとする（引き継ぎ完了報告）

2 本会は、名簿登録者が任意後見契約を締結しようとするとき（任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む。）は、任意代理・任意後見契約前報告書を提出させることができる。

3 本会は、第1項の定期報告以外に、適宜、面談（グループ面談含む）による活動状況の把握ができる体制を整備し、名簿登録者の活動状況の把握に努めるものとする。

4 本会は、第1項の活動報告について必要な事項を日本社会福祉士会に報告するものとする。

(名簿登録者の義務)

第11条 名簿登録者は、名簿登録者にふさわしい人格、識見及び倫理観をもって、真摯かつ誠実に後見活動に従事しなければならない。

2 名簿登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第9条に定める活動報告を行うこと。
- (2) 社会福祉士賠償責任保険（Cプラン・成年後見業務）（以下「ぱあとなあ保険」という。）に加入すること。
- (3) 本会が行う継続研修等を受講し、研鑽に努めること
- (4) ぱあとなあ名簿登録内容を、日本社会福祉士会、家庭裁判所及び成年後見人等の候補者情報を必要とする個人もしくは団体に提供することを承認すること。
- (5) 本会の指導・助言を尊重しその内容実現に努力すること。

(名簿登録者に対する支援)

第12条 本会は、名簿登録者が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を提供するものとする。

2 本会は、第9条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行うものとする。

(名簿登録料等)

第13条 名簿登録者は、名簿登録料10,000円を毎年度納付しなければならない。

2 本会は、前項の名簿登録料を下記の費用に充てる。

(1) ぱあとなあ福井の運営費

(2) 日本社会福祉士会の都道府県社会福祉士会負担金及び名簿登録徴収事務委託費

(3) ぱあとなあ保険の基礎保険料及び被害者救済基金拠出金

(名簿の管理と活用)

第14条 ぱあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおくものとする。

2 本事業の目的遂行のため、次の各号に掲げるぱあとなあ名簿の提出を行うものとする。

(1) 管轄する家庭裁判所への提出

(2) 日本社会福祉士会への提出

(改廃)

第15条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

5 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

6 この規程は、令和3年2月1日から施行する。

7 この規程は、令和6年4月1日から施行する。